

平成 21 年 10 月 5 日

中野市保育所運営審議会
会長 三井 寛 様

中野市長 小田切 治世

平成 22 年度中野市保育事業等について（諮問）

中野市保育事業等について下記のとおり諮問します。

記

諮問事項

1. 保育事業

- (1) 中野市保育料の多子軽減について、同一世帯で中学 3 年生以下の子から数えて第 3 子以降の入所児童について、新たに軽減対象とし、現行制度の保育料の 2 分の 1 を軽減することとする。
- (2) 実施時期 平成 22 年 4 月 1 日

2. 特別保育事業

- (1) 長時間保育の第 3 種を利用できる保育所にみなみ保育園、たかやしろ保育園、豊井保育園を加える。
- (2) 実施時期 平成 22 年 4 月 1 日

中野市保育料表

(別表1)

平成22年4月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
階 層	定 義		3 歳 未満児	3歳児	4 歳 以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2 - 1	第1階層及び第4 - 1階層	前年度分の母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2 - 2	第4 - 1階層～第7階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	市町村民税非課税世帯 上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3		前年度分の市町村民税課税世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4 - 1		前年分の所得税額が12,000円未満の世帯	19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4 - 2	第1階層を除	" 12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	前年分の所得課税	" 40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世帯	" 103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7		" 413,000円以上の世帯	50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料()内の額になります。(備考3で説明)

備考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
 ※ 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
 ※ 在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 3 第2—2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無料 (下段)

- 4 備考3の規定にかかわらず、同一世帯に中学3年生以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の保育料の額を、別表1に定める保育料の額及び備考3の規定による保育料の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※備考3及び備考4の取扱いについては適用することとする。

(別表3)

○長時間保育利用料 (月額)

区 分	利用区分	金 額		
		第 1 種	第 2 種	第 3 種
世帯区分	平日	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分
	土曜日	土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後6時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後6時(特別長時間)
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
	特別長時間	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円
前年分所得税課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円

※()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園・みなみ保育園・たかやしろ保育園・豊井保育園の6園です。特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

平成 22 年度の保育事業等について

近年における少子化の進行は、若年世代の価値観の変化とともに、長期に渡る景気の低迷に起因した所得の大幅な減少による経済的な理由により、希望する子どもの数を持ってないことによるものも大きな要因の一つであると考えております。

また、就労環境の多様化に伴い、これまで以上にきめ細かな保育サービスの提供が求められております。

この様な状況の中、次代の中野市を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援していくための施策について検討を進めてまいりました。

今回の保育事業等の見直しにあたっては、これらの状況を踏まえ、慎重に検討してきたところですが、平成 22 年度事業については、以下のとおり改定し実施したいと考えております。

1 保育料の軽減対象範囲の拡大を図る。

(改定理由)

同一世帯に中学 3 年生以下の子を 3 人以上有する多子世帯の第 3 子以降が保育所を利用する場合に、第 3 子以降の保育料を軽減することにより、子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、子どもを生き育てやすい環境づくりを推進する。

(改定内容)

現行の就学前児童の数に基づく保育料軽減（年齢の一番目に高い児童が全額、2 番目に高い児童が半額、3 番目に高い児童以降が無料）に加えて、同一世帯で中学 3 年生以下の子から数えて第 3 子以降の入所児童について、新たに軽減対象とし、現行制度の中野市保育料表に定める保育料の額の 2 分の 1 を軽減することとする。

(実施開始日)

平成 22 年 4 月 1 日

2 長時間保育事業第 3 種（最長時間：平日午後 6 時 30 分まで）実施園を追加する。

(改定理由)

現在の長時間保育事業の第 3 種については、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の 3 園で実施しているが、新たに中野市の南部・北部・豊田地域に地域的にバランスを考慮した保育所で実施することにより、保護者の就労時間に対応できる長時間保育制度とする。

(改定内容)

長時間保育事業の第 3 種を利用できる保育所にみなみ保育園、たかやしろ保育園、豊井保育園を加える。

(実施開始日)

平成 22 年 4 月 1 日

中野市保育料表

(別表1)

平成21年7月1日

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 額 (月 額)		
階 層	定 義		3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1	第1階層及び第4-1階層	前年度分の母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2	第4-1階層～第7階層を除き、前年分の所得税非課税世帯	市町村民税非課税世帯 上記以外の世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3		前年度分の市町村民税課税世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1		前年分の所得税額が12,000円未満の世帯	19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2	第1階層を除	" 12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	き、前年分の所得課税	" 40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世 帯	" 103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7		" 413,000円以上の世帯	50,200 (25,100) 【 0】	30,200 (15,100) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額()内の額になります。(備考3で説明)

◎同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料【 】内の額になります。(備考3で説明)

備考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
 - ※ 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
 - ※ 在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 3 第2～2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無料 (下段)

- 4 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※同一世帯内で児童が2人以上入所している場合の取り扱いについては、保育料徴収基準を準用する。

(別表3)

○長時間保育利用料 (月額)

区分	利用区分	金額		
		第1種	第2種	第3種
世帯区分	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分
	土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
	特別長時間	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円
前年分所得税課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円

※()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。
特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

備考

- 1 税額については、配当控除、住宅取得控除、国税電子申告・納税システムなどの特別控除は控除前の額を適用する。
- 2 母子世帯等及び在宅障害者のいる世帯のうち第3階層に該当する世帯については、1階層下位の階層に認定するものとする。
 - ※ 母子世帯等とは、母子及び寡婦福祉法の規定に基づく配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯で、かつ祖父母、叔父、叔母等と同居していない世帯とする。
 - ※ 在宅障害者のいる世帯とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている者と同居している世帯であり、手帳又は受給証書の写しを提出した世帯とする。
- 3 第2～2階層から第7階層までの世帯で、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料は次のとおりとする。

児童の年齢区分	保育料額
ア 2番目に年齢が高い児童 (同年齢の児童が2人以上いる場合は、いずれかの児童を年齢の高い児童とみなす。)	保育料表に定める額×0.5 (中段)
イ ア及び最も年齢が高い児童を除く児童	無料 (下段)

- 4 備考3の規定にかかわらず、同一世帯に中学3年生以下の入所児童の父母の子を3人以上有する世帯の第3子以降の入所児童の保育料の額を、別表1に定める保育料の額及び備考3の規定による保育料の額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 5 所得税の適用について、1月から6月までの間は、保育料表の「前年分」を「前々年分」と読み替え、市町村民税の適用について、4月から6月までの間は、「前年度分」を「前々年度分」と読み替えるものとする。

(別表2)

○入所利用料(私的契約児) (月額)

3歳未満児	3歳児	4歳以上児
50,200円	30,200円	26,700円

※備考3及び備考4の取扱いについては適用することとする。

(別表3)

○長時間保育利用料 (月額)

区分	利用区分	金額		
		第1種	第2種	第3種
世帯区分	平日 午前7時45分～8時30分 午後4時30分～5時45分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分	平日 午前7時30分～8時30分 午後4時30分～6時30分
	土曜日 午前7時45分～8時30分 正午～午後1時 午後1時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)	土曜日 午前7時30分～8時30分 正午～午後2時 午後2時～午後8時(特別長時間)
生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	1日	0円	0円	0円
	午前	0円	0円	0円
	午後	0円	0円	0円
	特別長時間	0円	0円	0円
前年分所得税非課税世帯	1日	3,000円(1,500円)	4,000円(2,000円)	5,000円(2,500円)
	午前	900円(450円)	1,300円(650円)	1,300円(650円)
	午後	2,100円(1,050円)	2,700円(1,350円)	3,700円(1,850円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円
前年分所得税課税世帯	1日	4,000円(2,000円)	5,500円(2,750円)	6,500円(3,250円)
	午前	1,200円(600円)	1,800円(900円)	1,800円(900円)
	午後	2,800円(1,400円)	3,700円(1,850円)	4,700円(2,350円)
	特別長時間	1,800円	1,500円	1,500円

※()内は1ヶ月12日までの利用の場合の料金

第3種を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園・みなみ保育園・たかやしろ保育園・豊井保育園の6園です。
特別長時間を利用できる保育所は、西町保育園・みよし保育園・平野保育園の3園です。

3人兄弟で上の子2人が中学3年生以下、1人保育園の場合

	今まで	今後
兄弟		
兄弟		
保育園	100%	50%

4人兄弟で上の子1人が中学3年生以下、3人保育園の場合

	今まで	今後
兄弟		
保育園	100%	100%
保育園	50%	25%
保育園	0%	0%

4人兄弟で上の子2人が中学3年生以下、2人保育園の場合

	今まで	今後
兄弟		
兄弟		
保育園	100%	50%
保育園	50%	25%

保育料等の過去の改定経過

保育料改定状況

平成21年度 据え置き

平成20年度 据え置き

- ・在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額の見直し（定額減税の廃止）
- ・多子軽減の拡大：児童デイサービス等を含め、2人目以降の保育料を軽減する。

平成19年度 据え置き

- ・在籍児童の属する世帯の階層区分の所得税額の見直し（定額減税の縮減）
- ・多子軽減の拡大：幼稚園や認定こども園を含め、2人目以降の保育料を軽減する。

平成18年度 据え置き

平成17年度 据え置き

旧中野市	}	平成16年度	(保育料及び入所使用料)	1.02%	引き下げ
		平成15年度	(保育料)	1.72%	引き下げ
			(入所使用料)	1.66%	引き下げ
		平成14年度			据え置き
		平成13年度			据え置き
		平成12年度			据え置き
		平成11年度			据え置き
		平成10年度	(保育料)	1.05%	引き上げ
		(入所使用料)	保育料最高額へ引き上げ		

特別保育事業（長時間及び一時的保育利用料）改定状況

平成21年度 改定なし

平成20年度

長時間保育時間の開始時間を15分繰り上げ、第3種利用可能保育所の拡大
土曜日特別長時間保育を拠点保育所（西町、みよし、平野保育園）で実施
一時的保育の「リフレッシュ保育」の実施保育所の拡大
一時的保育の実施保育所の変更（永田保育園 ⇒ 豊井保育園）

平成19年度

長時間保育料の利用時間帯が午前・午後の利用区分を新設
一時的保育の事業内容に「リフレッシュ保育」を追加

平成18年度

長時間保育利用料引き上げ（非課税世帯）第1種100円、第3種200円
（課税世帯）第2種50円、第3種100円

利用日数が12日までの利用区分を設定し、料金を半額とする。

一時的保育利用料引き上げ

（3歳未満児）8時間以内700円、4時間以内350円引き上げ

（3歳以上児）8時間以内300円、4時間以内150円引き上げ

一時的保育の延長保育を実施する。

旧中野市	}	平成19年度	一時的保育利用料単価50%引き上げ
		昭和62年度	長時間利用料単価100円引き上げ （第2種課税のみ150円引き上げ）

○ 保護者の育児休業中における在園児童の入所要件の緩和について

(1) 現状

保護者の育児休業中における現に保育所に入所中の児童について、翌年度に引き続き入所を希望する場合、3歳以上児に限り通常入所の取り扱いにしている。

(2) 改正内容（案）

子育て支援充実の観点から、育児休業中の通常保育の取り扱いとする年齢を3歳児から2歳児に引き下げることにより、育児休業中の保護者の負担軽減を図る。

(3) 実施時期

平成22年4月1日

○ 母親の出産前後における児童の入所要件の拡大について

(1) 現状

母親の出産前後における児童の入所要件（保育に欠ける判断の基準）については、出産前3ヶ月から出産後3ヶ月としている。

(2) 改正内容（案）

母親の出産後の児童の入所要件を「出産後3ヶ月」を「出産後6ヶ月」に拡大し、保護者の負担軽減を図る。

(3) 実施時期

平成22年4月1日

○中野市保育所運営審議会条例

平成17年4月1日条例第96号

中野市保育所運営審議会条例

(設置)

第1条 中野市保育所条例（平成17年中野市条例第95号）第6条に規定する保育料並びに中野市保育所利用料徴収条例（平成17年中野市条例第97号）第2条に規定する費用及び運営に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ審議するため、中野市保育所運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童委員
- (2) 保育所に入所している児童の保護者
- (3) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

保育所運営審議会委員名簿

(任期 平成21年4月1日～平成23年3月31日)

(敬称略)

	氏名	備考
会長	みつい ひろし 三井 寛	民生児童委員
副会長	くろいわ まちこ 黒岩 町子	中野市女性団体連絡協議会
委員	こばやし よしなり 小林 良成	民生児童委員
委員	えいざわ え 永沢みき江	主任児童委員
委員	ながしま かつみ 長島 克己	中野市区長会長
委員	なかむら かずよ 中村 和代	松川保育園保護者会長
委員	さかもと かずとし 坂本 一寿	永田保育園保護者会長
委員	わたなべ 渡辺 さつき	ひよこ保育園父母の会会長